

平成30年度 安城市立明祥中学校いじめ防止基本方針

1 学校におけるいじめの防止についての基本的な考え方

学校は、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識や「いじめは絶対に許さない」という態度のもと、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学年・学校全体での情報共有、組織的な対応に心がける。生徒にとって、学校が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる居場所であってはならない。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

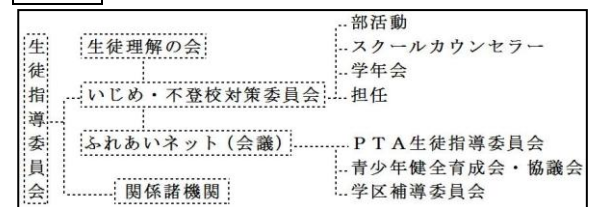
生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織で対応する。

(1) いじめ防止対策組織

構成員

- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等で構成する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

組織図



(2) いじめ防止対策組織の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケート、学校生活アンケート（ハイパーQ Uテスト）等や教育相談を実施し、それらの分析・対策の検討を行い、効果のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・必要に応じて、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
 - ・PTA生徒指導委員会と協力し、ふれあい会議を開催し、生徒と地域の方々（保護司や主任児童委員、保護者など）で、いじめなどについての話し合いをする場を設ける。
- エ いじめに対する措置
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた複数職員による指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成（主任・副主任・生指等）を検討し、迅速かつ効果的な対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題を解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組（居場所・絆作り←規律ある生活、授業、自己有用感の向上必須）

- ・一人一人を大切に「わかる授業」を展開していく中で、生徒の学習に対する意欲を高め、生徒一人一人の活躍や生徒同士の関わりを大切に、学習に対する自信を高める。また、自

他を認め合い、共に成長していく授業づくりを進める。

- ・生徒の活動や努力を認め、生徒が充実感や成就感をもたせることで、自己有用感を高めていく。また、そこで経験したことを他者に対して生かし、自分自身も成長していくことができる居場所づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、自他を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。また、外部講師を招き、生徒や保護者対象の情報モラル研修会を実施する。
- ・健全育成の意識を啓発する幟の作成や人権標語（クリアファイル）の作成をする。
- ・こころの電話相談窓口、安城市教育センター相談室、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・生徒の実態や意識を定期的に把握したり、小さなサインを見逃したりしないために、生徒へのいじめに関するアンケート（6、11、2月）を実施し、教育相談（随時）後の情報共有を進める。また、学校生活アンケート（6月、11月）を実施し、個別懇談会での保護者との「学級での様子」等の資料として役立てる。
- ・自主学習ノートの日記の振り返りを年間通して行ったり、個別指導や相談の充実を図ったりしながら、教師と生徒との信頼関係を深め、共に考え合う姿勢を育てていく。
- ・話題に上がった事柄については、全職員に周知し、学年ごとの指導にとどまらず、全職員が連携し指導に当たる。また、「報告・連絡・相談・確認」を徹底し、事後確認も大切にし、指導後の生徒の変化を見逃さないよう努める。
- ・生徒の悩みの解消や保護者の相談の場として、相談室（スクールカウンセラー）を活用する。
- ・小学校との連携や情報交換を密にし、中学校入学当時から適切な指導が行えるように努める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら複数職員や「生徒指導委員会」「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応し、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・電話連絡、家庭訪問などにより、保護者と緊密な連携のもと、指導や支援を行っていく。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、専門的な立場のスクールカウンセラーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・SNS上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、協議の上すみやかに対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導委員会」「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、その保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 毎週行う「生徒指導委員会」や月末に行う「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する

事案等の情報の共通理解を行っていく。

- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び生徒・保護者への学校評価アンケートを年に3回実施（6、12、2月）し、「生徒指導委員会」「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- (4) いじめ防止に関する校内研修「生徒理解の会」を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

【重大事態の対応フロー図】

